

## 第7回長野県地方税制研究会

日時：平成25年7月8日（月）

13時30分～15時30分

場所：長野県庁議会棟3階 第二特別会議室

### 1 開 会

（秋和税務課企画幹兼課長補佐）

会議に入るまで進行を務めさせていただきます、税務課企画幹の秋和政一と申します。よろしく申し上げます。

はじめにこの研究会ですが、これまで同様、公開とさせていただきますのでよろしくお願いたします。会議結果については、後日、議事録の要旨を公表させていただきます。それでは開会に当たり、岩崎長野県総務部長から挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（岩崎総務部長）

委員の皆様には大変お忙しい中、また、今日はとりわけ暑い日になりましたが、お時間をいただきまして、委員会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

この研究会は平成23年8月に1回目を開催してから7回目となります。その間、森林づくり県民税や創業応援減税についてご検討をいただきまいました。

本日は「山岳及び高原に係る費用負担のあり方」についてご議論いただくということでお願いしております。昨年度、知事から研究会に検討をお願いしたものでございます。

登山がブームになりまして、昨年度、長野県を訪れた登山者の数は70万人を超えるという状況になっております。その一方で、おいでいただいた皆さんに安全に登山を楽しんでいただくということも大事でございまして、私ども観光県、長野県として本日の議題であります利用者負担のあり方について、非常に県民の関心が高いと考えているところです。

さて、長野県における山をめぐる動きについてですが、現在、県では全国共通の財産で重要な資源としての山について、自然の恵みに感謝したり、親しむ機会として、長野県独自の「山の日」の制定に向けて検討しているところです。具体的な取り組みとしては、県政モニターを活用してアンケート調査を行ったり、長野県山の日懇話会でご意見をいただいたり、広くご意見、ご提案をいただいている状況です。今後は、制定の主旨であるとか、期日はどうするか、あるいは「山の日」を契機として具体的に山に親しんでいただき、山についてよく知っていただくための取り組みについて、どうしていくかということで議論を深めまして、県の考え方を整理していく予定です。

県外では富士山が世界遺産に登録され、登山者数が大きく増えるだろうと予想されておりました。静岡、山梨の両県では環境保全のために来年の夏にも入山者から料金を徴収するという情報も得ているところでございます。こういう中で、本日は専門部会で検討していただきました状況を説明させていただき、今後の検討の方向性などについて委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

（秋和税務課企画幹兼課長補佐）

ありがとうございました。本日の資料は事前に委員の皆様にお配りさせていただきましたが、一部資料の差し替え、追加がございまして、資料の差し替えが3点、資料の追加が2

点ございます。資料の差し替え分については、文章表現を改めるなど一部訂正したものでございます。追加資料については、会議の中で必要に応じて御説明させていただきたいと思っております。

なお、本日、白戸委員さん、水本委員さんをご都合により欠席されております。

それではこれより会議に入らせていただきます。会議の進行は研究会の設置要綱で座長が務めることとなっておりますので、青木座長さんよろしく願いいたします。

### 3 会議

#### (1) 山岳及び高原に係る費用負担のあり方について

(青木座長)

青木でございます。委員の皆様、職員の皆様、お暑いところ、どうもありがとうございます。沼尾委員ともども東京から来た人間からすると、東京の人間味の無い暑さから、こちらに着いた途端に山の景色を見ながら、素晴らしい景色と自然と環境だなと改めて思いまして、この素晴らしい環境を守るために何ができるか、お役に立ちたいなということを改めて感じたところがございます。本日も2時間ほど精力的にご議論をいただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

早速、会議に入りたいと思いますが、本日、総務部長からもご説明がありましたが、山岳及び高原に係る費用負担のあり方についてご議論をいただくところです。

去年の12月、知事から検討依頼が我々に来まして、その折に、同じ日にこの研究会を一度開かせていただき、みなさんの御意見を拝聴させていただきました。堀越委員が熱く語っていらっしゃったのをよく記憶しておりますが、本日改めてというところになります。

この問題については、議論に入ってしまうと大ざっぱなことが言えなくなりますので、最初のところで申し上げておきますが、県民の方も含めて、メディアの方もこれだけたくさん集まっていたら非常に関心が高まっております。一つには間違いなく富士山の問題があるかと思えます。あちらは世界遺産ということですが、我々のほうは、先ほどの総務部長の言葉をいただければ、全国共通の財産、これ自体が素晴らしいことなのですが、あちらはあちらで世界遺産ということでご苦勞されるのだらうと思えますが、富士山については、明確な目的は入山者の数を減らしたいということです。我々との違いは何かと言いますと、我々の場合は数を減らしたいわけではなくて、全く逆だということです。軽く税のご負担をいただくのか、いただかないのかは別にしても、少なくとも長野県の山、高原にたくさんの方、より多くの方に来ていただいて楽しんでいただく、そのための財源、施策の財源をどうするのかというところが我々ですので、明確にそこだけは宣言をしておきますが、我々はこの素晴らしい、全国共通の財産である長野の山、高原をもっと多くの方に楽しんでいただいて、何度も来たくなるようなところをしたいというのが目的ですので、ぜひ、これだけは最初から最後までご記憶いただければ幸いです。

では、昨年12月からもう半年経っております。前回の復習も含めて、まず、小林税務課長からこれまでの経緯を復習していただいて、そこから本日の議題に入っていきたいと思っております。お願いいたします。

(小林税務課長)

税務課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。資料に基づいて説明させていただきます。

資料1を御覧ください。今、座長さんからもお話がありましたように、今回、研究会に

この案件をお願いするに至った経緯等を簡単に整理してあります。

「きっかけ」ですが、平成23年の9月に信州型事業仕分けが行われました。その中で山岳遭難防止対策協会負担金という県が出している負担金について、要改善の判定を受けました。県民判定人、あるいは仕分け人の方からは、登山者が全く負担しないのはおかしい、あるいは入山税等の徴収により登山に係る経費を賄うシステムを構築したらどうかというご意見が多く出されました。これに対する県の対応方針は、登山者の費用負担の視点から入山税の調査、研究を行います、という整理をいたしました。その後、24年に入ってから、県議会で議員さんから、雄大な県の山の自然を守っていく中で、登山道あるいは道標、トイレ等の整備について、山岳環境整備のため、入山料とか、あるいは協力金の導入について県が中心となって検討すべき時期ではないかという質問を受けました。これに対して、知事は、利用者負担のあり方について地方税制研究会で検討を進めていきたいという答弁をしました。これらを受けまして、昨年12月にこの利用者負担のあり方について、当研究会でぜひ研究をとということをお願いした次第です。昨年12月17日には研究会の中で、その辺の経過報告、あるいは若干の意見交換をさせていただいております。この間、研究会の下にあります専門部会で3回ほど意見交換を行いまして、専門部会あるいは研究会で意見交換を行っていく論点と言いますか、視点というものを、県の今抱えている課題等を整理しながら整理をさせていただいているところです。

資料の3-1をご覧ください。費用負担のあり方について、県にはこういう課題があつて、こういう視点で論点整理したらどうかということを整理するために、県の関係各課から出していただいた内容を取りまとめたものです。

1のところ、これが事業仕分けでそもそもの発端となった部分ですが、「現状・課題」では、遭難件数の増加に対応した遭難等事故防止の啓発活動の維持、充実という部分が山の関係では大事になっており、その中で遭難の未然防止及び救助体制の整備強化が求められているということで、これに対して、真ん中にあります山岳遭難防止対策推進事業、あと3つほどの事業が、県の内部ではスポーツ課、観光企画課、警察本部とそれぞれで部門ごとに分担されていて、それぞれの分担ごとに負担金が支出されているという状況であります。この中に、県山岳遭難防止対策協会負担金というものがそれぞれありまして、この部分が先ほど事業仕分けの中で利用者負担を求めたらいいのではないかと言われた部分です。

それから、その下の「参考」をご覧ください。遭難関係では防止と救助の2つに大きく分けられますが、そもそも、事業仕分けでは遭難防止対策について議論されたわけですが、それに関連して、県では救助にもかなりの経費をかけているという部分に話が発展してきたわけです。ここにはヘリコプター等の関係経費を載せてあります。

このほかにも、当然、県警の救助隊の人件費あるいは装備品等も税金で賄われているわけですが、費用的にはその分は抽出しておりませんで、大きな部分であるヘリコプターの費用のみを記載しています。

裏面を御覧ください。県としてこれから取り組んでいかなければならない大きな課題として、登山道の整備、あるいは生態系の維持等もございます。この中で(1)にあります、登山道の維持、補修という部分が、今、長野県を訪れる登山者が増加している中で、山岳関係の保全あるいは登山者の安全確保の面から大きな課題になっており、この辺を整理させていただいております。

それからその下、山小屋におけるし尿の自然浸透処理を解消して、山岳環境、下流域の水資源を保全するための山小屋のトイレ改善というものが1つ大きな課題になっております。なかなか進捗状況が遅いということで、今後どうしていくかという部分が課題になっています。この辺も視点として論点の対象にしたらどうかということで、それに関連する事業を羅列しております。

4番目は観光関係についてです。

検討をお願いしていく視点としては、今申し上げたようなことを踏まえて、専門部会のほうで論点整理をしていただいております。

表に戻っていただきますと、検討の論点として、表の右側にこれまでの検討状況ということで、山岳遭難防止あるいは山岳遭難救助、登山道整備、山小屋トイレの整備に要する経費について、それぞれ負担を求めることについてどのように考えるか。それから、負担を求める範囲を広げるということは可能か、あるいは広げるとしたらどこまで広げることができるのかという、この辺を視点に専門部会のほうで議論を進めていただいているところです。

一つ戻っていただきまして、資料2をご覧ください。今の県の内部の課題、あるいは論点、視点を整理した中で、専門部会を今年5月から本格的に始めておりますが、その中で今の4つの大きな視点で意見を出していただいたものを分野ごとに整理したものです。

1つ目の山岳遭難救助に係る経費については、専門部会の方の意見としては、山岳遭難救助に係る経費を登山者あるいは利用者から徴収することはなじまないのではないかと、総論的にはそういう意見が主で、その下に主な意見としていくつか掲げてございます。

(2)は山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレに係る経費の3点についてですが、専門部会の見解として、登山者は明らかにこういう部分で受益を受けている、税か協力金か徴収方法は別としても、負担を求めることには問題は無いのではないかと、あるいは負担を求めていくことは妥当ではないかというような、大筋の意見が同じものですから一つにまとめさせていただいております。それに関わる主な意見を下に掲げてあります。

裏に参りまして、その使い道、対象範囲を今の4つの視点以外に広めるとしたらどういうところに広めていけるかということについていろいろ意見をいただいておりますが、これについては、方向性は特に出しておりません。集めたお金の使い道、対象範囲を広げることについて、賛成、あるいは反対と、それぞれ意見があります。その意見内容について賛成意見、反対意見ということで、その下にいくつか代表的なものを載せております。さらに3点目として、その範囲を広げた場合、どこまで広げることが可能かということ意見を交換させていただく中で、一つは対象範囲を受益が見やすいところに限定すべきという意見、それから広範囲にすべきという意見がある反面、環境や景観の分野はいいけれど、観光の分野まで広げるのは広げ過ぎではないかという意見など様々にありまして、ここら辺は意見をいただいたものを羅列して、主な意見として掲げております。

専門部会では、検討に当たり、初めにどういうところから入っていくかという視点整理をまずはさせていただく中で、自由な意見交換を行っていただいているところです。

今日はその他に参考資料が1から5までございます。分野ごとに整理しております。参考資料1-1は、最近、世論調査協会で県民アンケートを実施された中で、入山税についての新聞記事を添付しています。もう一つ、同じく新聞記事ですが、今回、研究会で検討しているような内容について、県の山岳協会のご意見、お考えの記事を添付しています。

それから、参考資料の2-8をご覧ください。県の山岳遭難防止対策に向けた施策の概要をまとめたものでございます。県ではどういう事業展開をしているのか、あるいは現状と課題、遭難者の数、あるいは遭難者の状況について、一覧にまとめたものでございます。

次の参考資料の3は6番まで枝番がついていますが、登山道の整備関係の資料でございます。3-1のところには登山道の現状、課題、それから県がどういうことを行っているかということに記載していますが、そうした中で、特に民間との共同により、山岳環境保全事業というものを進めてきております。具体的にはアサヒビールさんとか、イオンリテールさんとか、モンベルさんといった企業からの寄付金をいただく中で、そういう財源を基に登山道の整備等を進める、あるいは県が今行っております「ふるさと信州寄付金」、これ

は県外の皆さんからいろいろ県に寄付をいただいて、用途を特定してもらっているのですが、その中でも長野県の山岳を守ってほしいという申出でいただいている寄付金をこういう事業に充てているという現状があります。

さきほど申しましたように、登山道の整備というのが県としても大きな課題になってきていて、その財源を確保していく一つの手法としてやっていけないかというのが今回の検討課題の一つの大きな分野になっております。

それから次の参考資料4でまとめているのは、山小屋トイレの現状、課題等についてでございます。山小屋トイレについては、今まで国の補助金で整備を進めてきましたが、国も財源が厳しい状況の中で、補助金が切られてきたり、今あるものについても、だんだん狭められてきている、そんな中で、県あるいは自治体がどうやって整備していくのか、あるいは手助けできるかという部分が課題になっております。

参考資料の5でまとめてありますのは、それ以外のもので、山関係で参考になる資料として思いつくものを付けさせていただきます。

以上、雑駁ですが資料説明を終わらせていただきます。

(青木座長)

ありがとうございます。本日が実質的な議論の最初になりますので、それぞれの項目について、最初に整理をしたいので、あとで関係部署の方にご質問をさせていただきたいと思っております。山小屋トイレ、登山道、救助遭難防止については、出発点として、研究会の委員の先生方にも共通認識を持っていただかなければいけないので、よろしくお願ひします。

今、課長からご説明いただきましたように、そもそもの出発点は事業仕分けということですので。事業仕分けというのは、私も経験者ですが、相互に密接にいろいろと絡み合っている行政の中の一部だけを取り出し、切り離して、その上でコストと利益とを突き合わせるというやり方をしますので、どうしても狭い範囲の話になりがちです。ですので、今ご説明いただいた専門部会で議論を広げよう広げようとしているのはそのせいです。あとでご意見を頂戴することになりますが、本当に、頂上に近いところを登山する方の話だけで終わらせていいのか、それとも広げた方がいいのかというのは、後でお伺いをしたいと思います。

一応、遭難防止、遭難救助、山小屋トイレ、登山道、この4つということで議論が始まっております。我々も一応ここを出発点にしなければいけないのですが、まずこの時点で、後の議論と関わってくるので一つ申し上げておきたいのは、どうしても報道が拡大する中で、遭難救助に関する経費は分かりやすいし、金額が大きいので注目を浴びたんですが、そもそもの出発点は、今、小林課長からもお話があったように、遭難防止の方がメインだということです。ですので、遭難救助という、あとで専門部会の結論についてご意見を頂戴しますが、やや違和感のあるものが入ってきていて、且つそれがメインになってしまっているという状況です。

前回までの記者会見等では3点セットという言葉を使っていたんですが、改めさせていただいて、4点セットということで、遭難防止、遭難救助、山小屋トイレ、登山道、それぞれについて現状を簡単に、先ほど申し上げたように共通認識を持っていただくために、ご説明をいただけますか。

例えば、山小屋トイレは先ほどお話がありましたが、環境省の補助金もだいぶ切られてきているという状況がありますから、どういう前提で我々は議論をするべきなのか。全く知らないと、専ら何か県の一般財源が使われているようなイメージを持ってしまいうんですが、国の政策補助もあるもの、無いもの、あるいは民間の協力があるもの、無いもの、諸々あると思っておりますので、どう考えればいいのか、参考とするために、あるいは記者さんもた

くさんいらっしゃっていますので、県民の方にもおおよそのイメージ、例えば登山道整備でいくらかかっているのか、みたいなイメージを持っていただくためにも、簡単に結構ですので、一つずつ御説明いただけますか。

(教育委員会事務局 スポーツ課 成田主査)

スポーツ課の成田と申します。よろしく願いいたします。

資料の3-1を御覧ください。県が実施している主な事業ということで、一番上に山岳遭難防止対策推進事業がございます。スポーツ課の事業でございます。スポーツ課では山岳遭難防止対策協会の中で防止対策を担っておりまして、内容としては、ここに掲げてありますように、予算額、今年度については2,600万円ほどですが、それを使いまして山岳遭難防止のための啓発ですとか、夏山の常駐パトロール隊を設置して約40日間パトロールを行うとか、主な登山口において相談員を設置して安全登山を呼びかけるとか、そのような事業を行っております。

(観光部 観光企画課 宮原主事)

観光企画課の宮原と申します。ただいまスポーツ課から説明がございましたが、山岳遭難防止対策の推進事業ということで、観光企画課とスポーツ課、それから県警の三課で連携した事業の取りまとめと言いますか、事務的な部分を観光企画課で担わせていただいております。

資料3-1では、涸沢の山岳総合相談所の管理委託だとか、先ほど申したとおりスポーツ課や県警との連携、また県下13地区ある山岳遭難防止対策協会の地区と相互に連携して遭難防止対策に取り組んでいくところをメインに観光企画課では行っております。

県警を含めた山岳遭難の概要については、三課全体としての取り組みとしては参考資料2-8が分かりやすいと思いますので、そちらを御覧いただければと思います。担当課の名前が右端に記載がありますので、例えば救助だけ切り離すとすると、県警の部分を切り離していただければ分かりやすいと思います。以上です。

(青木座長)

はい、ありがとうございました。そうしますと、防止ということではアバウトで3,000万円+アルファということでイメージすればよろしいですね。で、救助の方が県警の方の8,000万円プラスハード部分と言いますか、これは遭難者がいようがいまいが係る経費だということなんですが、4億円~5億円近くですか、ハード整備の部分はこの四角の囲みの部分の中。

(小林税務課長)

参考資料の2-2をご覧ください。ここにヘリの関係、県警の部分と、裏には県の消防防災ヘリの分を記載しています。県警のヘリについては、出動回数あるいは出動に伴う運行時間等がありますので、全体の出動回数のうち遭難に占めるものがだいたいどのくらいあるか、それから、総運行時間のうち遭難に対するものがどのくらいあるかというものの率を出してみると、出動回数ではだいたい40%くらいが遭難救助に関わるものでして、運行時間でいくと35%ということです。救助費用にかかる経費については、具体的な金額の算出方法が無い状況ですので、割合として、だいたいこのくらいということで御理解いただきたいと思います。

裏面には消防関係のものについても同様に表を作っておりますが、こちらはあまり具体的な数字がつかめていないところがあって、未完成な表になっております。

(青木座長)

はい、よろしいでしょうか、およそのイメージとして、特に注目が集まるヘリ関係について、現状ではおよそ35から40%くらいが遭難救助に当たっていると。ただ、ハードの整理については、国庫補助もついていますし、単純に県が全部負担しているというわけではないし、もともと遭難があろうがなかろうがヘリの整備はしなければいけないということになっておりますので、そこは割り引いて考えていただければと思います。

遭難防止は先ほど申し上げたように約3,000万円。で、こちらの方でざっと計算をしていただきましたけれど、ソフト・ハード、計算し難いとは思いますが、そこにある数字をイメージしていただければと思います。これが4点セットのうちの2つ、遭難防止と救助についてということになります。

次に、裏面の方の登山道と山小屋トイレの現状についてお願いします。

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)

自然保護課の直江と申します。

まず登山道の整備でございます。2の登山道の整備のところを御覧いただきたいのですが、その前に参考資料3-1を御覧ください。ここに、1の現況の2つ目の○に「県内の登山道」という表があります。長野県全体では路線数が238、総延長1,898km、また、自然公園内、これは、私どもは主に自然公園内を所管しているわけですが、この自然公園内では路線数が120、総延長1,039kmあるわけですが、登山道の特質として、管理者が不明確な道が多いという状況がございます。管理者不明確なものが、路線数で言いますと120のうち99、率にして94%、総延長1,039kmに対して981kmになりますので、全体の94%は管理者が不明、要するに自然発生的に出来まして、いろいろと山小屋の関係者の方ですとか、利用者の方々が維持補修をされてきた中で発生してきた登山道という形になっています。

先ほどの資料3に戻っていただきまして、上から「民間との協働による山岳環境保全事業」、「自然公園施設等整備事業」、「自然環境整備支援事業」とございます。

1番上の○が、主に先ほど申し上げました94%の管理の不明確な道に充てられているお金とお考えいただければ結構かと思えます。

2番目の部分、これが県が管理すべき道の部分にかかっているお金というイメージです。

3番目の部分、これが市町村が管理されている道、こういう区分で大まかに考えていただければよろしいかと思えます。

一番上の民間との協働による山岳環境保全事業に関しては、冒頭、税務課長からも説明がございましたが、民間の寄付あるいは「ふるさと信州寄付金」、こういったものを基金に繰り入れて、この基金から拠出して維持管理されている方々へ補助しているものです。

2つ目の自然公園施設等整備事業、こちらは県が管理する道というイメージなので、県は一部、国庫補助もいただいておりますが、直接施行しているというものです。

3番目の市町村が管理する自然公園施設の部分というのは、基本的には財源は国庫10分の10で、事業費に対する100分の45を補助しているという事業になっております。登山道に関する大まかな費用はこのような状況になっています。

(青木座長)

県予算で補助率100分の45、財源が国庫補助10分の10というのは？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)

100分の55は市町村の負担になります。

(青木座長)  
県の予算は？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
県予算は入っておりません。

(青木座長)  
県予算額と書いてあるものは？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
国庫補助で受け入れて出しています。

(青木座長)  
入ってきて出すということですか？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
そのイメージです。

(青木座長)  
そうしますとこの6,000万円は全額県をスルーしているものですか？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
はい、そのイメージでございます。

(青木座長)  
そうしますと、県が今、現状で出している登山道関係の一般財源予算額は2,300万円くらいですか？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
そうですね。民間との協働についても、基本的には寄付をいただいたものをそのまま繰り出していますので、税とはちょっと違う観点になっています。

(青木座長)  
そうしますと、あまり県の一般財源を使っていないんですか？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)  
と言いますか、逆に言いますと、先程も申し上げましたように、登山道については管理者が不明確であるという部分もありますので、明確に県が管理すべき、と分かっている部分を管理しているという状況になっています。

(青木座長)  
この部分をしっかりしないと益々いい加減になってきて、誰が何をやっているのかわからなくなります。



(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)

それで、今のようなご指摘もございまして、本年度、1,000万円ほど予算を取りまして、登山道の状況を全て把握するための事業を行っております。まず、調査に入りまして、荒廃の状況や管理状況などを全て調べまして、その上で、その結果を持ちまして、関係者が集まって、今後、登山道の整備をどうしていくかという検討を今年度から来年度にかけてやっていきたいと考えているところです。

続いて、山小屋トイレの事業ですが、こちら資料4-1も合わせて御覧いただきたいと思います。山小屋トイレに関しましては、課題として建設費が平場に比べて高い、維持管理費も高いという状況があると聞いております。こちらいろいろな議論の中に、国の事業仕分けなり、事業レビュー、その話が絡んでくるんですが、実は現在は国が直接事業者さんに補助する形で予算が執行されておまして、県の予算は通っていないという制度になっております。

現状では、山小屋の事業者さんの行う事業に対して、国が補助率2分の1で補助しているという状況でございます。これは国の事業レビューを受けてこういう形になってまいりました。事業レビュー以前は県を通しておりましたが、国の事業費に上乗せはしておりませんでしたので、実体的には国庫がそのまま事業者さんに補助されているというイメージでございます。

(青木座長)

現在もトイレが足りない、足りないと言われている中で、富士山も含めて、この辺をきちんとしないと。これは環境悪化のまず最初のきっかけになっていると言われている訳ですが、このまま放っておくんですか？

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)

私どもは手をこまねているということではないと理解しているのですが、現況、こちらの資料3-1にもございますが、75%は何らかの整備ができているという状況でございます。これを85%まで上げていきたいというのが当面の目標でございまして、それに対して、基本的に、この辺が難しいところで、山岳の関係のトイレを持っているのが、全国の中でも限られた都道府県になってまいります。で、長野県は多いわけですね。環境省さんの方のお金もかなり長野県にいただいているという状況ですので、今の制度を利用して、条件を整えて、事業を進めてまいりたいと考えております。

(青木座長)

現場の方を責めている訳ではないですが、頑張ってもし目標を達成しても15%は放置されるわけですね。

(環境部自然保護課 直江課長補佐兼自然保護係長)

それはその次のステップという形になると思います。

(青木座長)

行政的にはそういうことになると思うんですが、これは堀越委員に聞いた方がいいのかなと思いますが、むしろ国のお金に任せておくと、長野県の山が駄目になっちゃいますよと、私が言うまでもないことだと思うので、これはやはり声を大きくしていかないと、税金を作るぞというところの話ではなくなるので、ちょっとそこも総合的に御意見をいただければと思います。

はい、ありがとうございました。いよいよ議題に入らせていただきます。本日の議題は資料2になります。

専門部会における検討状況というところで、4点ほどにまとめてございます。

今ご質問したところを含めて、もろもろ専門部会の方で知識を入れた上で考えました。専門部会は、学識経験者、私も含めて大学の教授が4人、それと若手の職員の方、各課から出ていただいた有能な方、非常に真剣にご答弁をいただいて、良い意見を出していただきました。10名ほどご参加をいただいておりまして、2回ほど開いております。

そこで出た意見が4つございます。後ろの3番目と4番目はちょっとかぶっている点もありますけれども、一つ一ついきたいと思えます。

まず一つ目です。そもそものきっかけの、いわゆる「入山税」の4点セットとして、一番報道が集中したこの遭難救助に係る部分ですね。先ほど申し上げた、3点から4点に拡大したのは、この救助だけではなくて防止、予防の部分に分けようということに分けた訳ですが、予防の入らない救助の方、つまり、遭難して、今年も大変多数の遭難者が出て、しかも登山者が増えて70万人を超えているそうですから、しかも、堀越先生曰く、あまりにも身軽な人がいい加減に登るので、当然遭難の率も上がりますよねと、こういうご指摘のあったとおりでございます。

ここのところについて、登山者から自己責任を取った方がいいんじゃないかということなんですが、専門部会でもろもろ検討させていただいたまとめとして、やはりこの安全安心、救助という部分については政府の本源的な役割であって、これをいわば価格的な発想で整理をする入山税というもので賄うのはおかしいことではないのかというご意見がありました。主な意見は資料に書いてある通りでございます。

分かりやすく申し上げますと、長野県、長野市にしろ、松本市にしろ、あるいは東京にしろ、横浜市にしろ、外部の人間がそこで交通事故に遭ったり、テロに遭って、たまたま東京は悪い人だらけだよ、気をつけて歩かないといけないよって言われているのに、肌を露出して歩いていて治安の悪いところに巻き込まれたのを、その人のせいだからその人に警察の救助の費用を払っていただきましょうかという議論にも似てしまいますので、これについては目的税的な、つまり、費用と利益を突き合わせるような形で租税を充てることは不適切なのではないか、やはり根源的な、一般的な租税の原則原理として、この部分は国民の安全安心を守るというところでカバーすべきであって、特別な徴収はなじまないのではないか、という意見が出ました。

これについて、委員の先生方からご意見を頂戴したいというのが第1点目の論点になります。

何か御質問がありますか。

(小澤委員)

一番の目的は、救助に関するコストについて、厳しい財政の中でどうするかということだと思います。資料2-3の山岳保険についてですが、これは会員が公平に分担という方式になっているのですが、この説明をお願いします。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

事務局を務めております坪井と申します。山岳保険の関係について、参考資料2-3を御覧ください。こちらにはA社、B社、二つの事例を記載してございます。A社のほうは入会金のあるタイプ、会費が2,000円というもので、実際に保険の支払いが必要になった場合には、下のところに※で書いてありますが、事後分担金ということで、年間の支払総額

を会員数で割って、この金額を負担していただくというものでございます。2008年から2011年の実績は600円から900円ということで、限度額が330万円というものでございます。B社については、入会金はありません。会費は年5,000円、限度額は300万円で、自己負担が3万円あるというものでございます。

こちらの山岳保険については、本日お配りした資料の2-7を御覧いただきたいと思えます。なぜこのような山岳保険が必要になるのかということですが、山岳遭難により遭難者に請求される費用というのがございます。上から、県の山岳遭難防止対策協会救助隊員の日当・保険料ということで、県警から要請があった場合に、県の山岳遭難防止対策協会の救助隊員が出動する場合には、この隊員の日当、保険料などが遭難者に請求されるということになっております。夏山、冬山でそれぞれ記載のとおり、3万円程度、5万円程度ということで、状況によって大幅に変動がありますが、相場としてはこういうものが、また保険料として7日間で13,000円ほどかかる、こういう保険料もそれぞれ一人ずつかかってくるという状況でございます。

また、ヘリコプターについても、民間のヘリコプターが出動した場合には、1時間50万円程度と言われておりますが、こういうものも発生してくるということで、山岳保険が必要になっているという状況です。以上でございます。

(小澤委員)

どういった方がその会員になれるのですか？

(総務部 税務課 坪井担当係長)

例えば、A社のタイプは会員制ですが、この保険に入りたいということであれば、どういった方でも入れるものでございまして、通常の保険と考えていただければと思います。

(小澤委員)

分かりました。結局、これは税の話と一緒になんですが、誰を対象にするのかという点で、常に付きまとう問題なんですが、全ての方を対象にできれば理想的です。保険も同様に全ての方に入ってもらえばそれに越したことはないんですが、こういうことをより進めていければ、税の議論に入る前に一定の方向性が見出せるのではという感じがしたのでお聞きしました。ありがとうございました。

(青木座長)

ありがとうございます。先ほど申し上げたように、専門部会でも救助の部分について、あらかじめ財源を集めるということは、すなわちこれはリスクシェアという形なので、保険そのものじゃないかという議論が当然出まして、じゃあ、税を作る代わりに保険を義務づける、会員にならなければ山に登ってはいけません、みたいな条例にでもすればいいのではないかという意見も出たことは出ました。

ただ、払わないでも、それでも登る人はいるでしょう、と。その場合、県警が出れば無料になると。県警に対してその保険金が支払われるということもたぶん無いのだろうということからすると、抜本的な解決策としてはなかなか難しいのではないかと、結局はきちんとやる人は税にしる、保険にしる、払っていただけるのだけれど、ヤミで登る人はヤミで登るでしょうということになってしまうのかなと思います。大変良いご質問をいただきありがとうございます。あとは、いかがでしょうか。

(小澤委員)

非常に防止という面に力を入れているというのは予算の面からも分かったのですが、これ、ニワトリか卵みたいな話ですが、軽装で登る方の遭難者が増えていることから考えると、やっているのに効果が無いのか、非常に難しいと思います。その辺りで、長野県でいくらやっても、他の県から来て遭難してしまうとか、対策がなかなか難しい面もあると思います。そうした点も踏まえて考えますと、遭難者が増えているというのは、いわゆる登山が一般化しすぎた結果として増えていると、そんな分析ととらえてよろしいかどうか、その点を確認しておきたいのですが。

(教育委員会事務局 スポーツ課 成田主査)

冒頭の挨拶にもありましたとおり、ここ3年くらいは間違いなく登山者が増えております。それに対して、遭難件数や人数も増えておりますが、その相関関係については突き詰めてはいない状況です。

(青木座長)

あまり科学的な発言ではありませんが、冒頭申し上げたように、我々とすれば長野の山にたくさんの方が来て楽しんでいただきたいというところからすると、当然、たくさんの方が来るイコール登山というものをあまり意識しないでけっこう高いところまで登りかねない、軽率な方も増える、遭難件数も増えるというところですので、これは痛し痒しで、どんどん来てくださいといいながら、遭難率は減らしていかないとはいけませんから、そのために税金で、あるいは仕組みでどうこうできるのか、というのが我々に求められている工夫だろうと思います。課長、何かございますか。

(小林税務課長)

私も専門家ではなくて、堀越委員さんに発言いただければ一番いいと思いますが、資料の2-8を御覧いただきたいと思いますが、左側に最近の山岳遭難の現状と課題を記載してございます。

ここにあるように、登山者が増えているというのも事実かと思えますし、中高年と言われる方々の登山者の割合がかなり増えてきている。やはり、体力的な過信とか、そういうこともあるということは最近の報道等でも言われております。装備の面、それから体力的な面、そういう部分のものが絡んだ事故が増えてきているというのが最近報道されているものでして、こうしたものがメインになってきているんだと思えます。

(青木座長)

ありがとうございます。その認識でまた後程出てきますが、防止あるいは登山道の財源をどうしたらいいかというところのご意見を頂戴したいと思います。どうぞ、ご質問をお願いします。

(沼尾委員)

ご説明ありがとうございます。基本的なところで、資料の中身がまだわかっていないところがあるので教えていただきたいのですが、資料の2で、専門部会における検討状況ということで、山岳遭難救助にかかる経費を登山者から徴収することはなじまないといわれるのですが、この意味がよく分からなかったんですね。要するに、救助が必要になった場合に実費を徴収することはなじまないという主旨なのか、誰かが救助が必要になる可能性があるもので、それにかかる総費用を登山者から特定目的で徴収することがなじまないという意味なのか、直接的な料金負担を言っているのか、救助目的の経費ということであえて登

山者全体から徴収するという意味なのかで全然言っていることが違ってくるので、どちらの主旨ですか。

(青木座長)

後者です。我々の意図せざるところで既に始まったきっかけが、遭難救助費用がアバウトこれだけかかり、この金額を県民負担、必ずしも県民負担だけでもないんですけども、県民負担で賄うことはおかしいじゃないか、来て遭難した人たちは負担しなくていいのかという議論がありましたので、そこからすると、普通に考えると遭難費用の全額かは分かりませんが、その一部もしくは全額を登山する人に負担していただきましょう、と。その前提があるので、さっきも小澤委員に対してお答えを申し上げたように、リスクシェアの保険と同じだよねという議論はそういうところになっています。ですから、ここで表現しているのは、遭難費用をあらかじめ、アバウト徴収をする、入ってくる登山者が遭難するかどうかは別にして求めるという意見です。

(沼尾委員)

分かりました。ありがとうございます。それからもう1点ですが、ヘリコプターの費用の件ですが、全体で、県で4.6億円ということなんですが、これらの総額のうち、国庫補助がどのくらいなのかということと、山岳遭難の割合が全出動回数の約4割くらいということなのですが、それ以外ではどういう目的で使われているのかというところを教えてくださいいただけますか。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

資料の3-1を御覧ください。参考ということで真ん中の下に記載してございますが、消防課の消防防災ヘリについては、維持管理の関係での国庫補助は入っておりません。県警については、20年度から24年度の維持経費総額が11.4億円で、そのうち国庫補助が4.8億円ということで記載してございます。この関係が国庫補助ということになります。

山岳遭難以外でもヘリは運行しておりますが、詳細は今手元に無いので、後日お答えしたいと思います。

(沼尾委員)

分かりました。ありがとうございました。

(青木座長)

実はさっきの山小屋トイレの話もそうだったんですが、国の補助とか、専門用語はあまり使いたくないんですが、地方交付税を使った財源保障ですとか、当然あるわけですが、これ、長野の特殊性を、長野というか山が多い県の特殊性を十分考慮していただいているのかどうかすごく大きな問題で、我々、税金を作る、作らないの意見を出すときには書きたいと思っているんですが、補助制度は例えば全国一律ですか？

(総務部 税務課 坪井担当係長)

県警の補助については、10分の5が補助されるということは全国一律で決まっていると伺っております。

(青木座長)

こういう山が多くて遭難者が多い、ヘリを飛ばさざるを得ない県の主張は、隣の県とか

と一緒にやってやらないといけないと思いますから、これは税の範囲は超えるんですが、ただ、財源を誰に求めるかということからすると、やはり主張していったほうがいいのだらうと思っていますので、委員の先生方もご理解をいただければと思います。いいご質問ありがとうございます。

それではいよいよ一番目の遭難救助についてですが、堀越先生にぜひ口火を切っていたらと思うのですが、前は先ほど申し上げたように、軽率な登山者が多くなっているから払わせるべきだというご意見がありました、細かくやっていった上でいかがでしょうか、ご意見を頂戴できればと思います。お願いします。

(堀越委員)

堀越でございます。この件に関して、長野県の山は低山もあれば高山もあるわけですが。登山者の立場としても、いろいろな思いで山に登って行く方が多いので、私個人として思いますのは、山岳遭難救助に関する経費を税で賄うというのはなじまないのではないかと考えております。本当に山はいろいろな登り方もありますし、その人その人の目指すものというのも種々ありますので、そういうことから、前回は申しましたが、登山というのはある程度自己責任の部分を登山者が自分自身で負担していく、責任を持っていく部分が必要ではないかと思っています。そういった点では、山岳遭難救助は特に私としては、山岳保険の加入は大前提なんです、それも強制できるものではありません。ですから、最終的には自分が遭難して救助を求めた場合には、その救助費用は自己負担すべきだと思っています。自己負担の仕方が山岳保険で賄えるのか、どうなのかというところは登山者個人が考えになればいいことであって、そこは自己責任という意味から、費用に関しては個人負担ということを私は強く主張していきたいと思っています。

(青木座長)

先生のご意見からすると、例えば警察、若しくは消防のヘリを飛ばした時には、必ず費用請求をするということでしょうか？

(堀越委員)

そういうことなんです。最近の話ではないんですが、救助要請が県警のほうにありましたと、どうしたのですかと言ったときに、転んでしまった。じゃあ、足か何か、骨折したんですか、と言ったときに、手首か手の指を骨折して、ショックで歩けないから救助してほしいというケースもあったということを知っています。

果たしてそういうことが許されるのかどうか、登山者として私はとても恥ずかしいと思いますが、ご本人とすると必死だと思うんです。ですから、安易に県警を要請するということがいかなものかということは、前々から私は思っておりましたので、そういう点からしても、自己責任の中で自己負担をしていくのが一番いいのではないかと考えています。

(青木座長)

はい。沼尾先生いかがでしょうか。

(沼尾委員)

大変難しい問題で、どういうふうに答えたらいいかと思ったのですが、まず、今、堀越委員がおっしゃられた話というのは、たぶんこれは山岳救助のヘリだけの話ではなくて、通常の 119 番の救急車の利用でもありうる話だと思います。例えばちょっと怪我をしたとか指を切ったといって救急車を呼んで、本当に困っている方のところに救急車が回らない

とか、今、そういう利用者側のモラルというんでしょうか、その欠如によってもものすごいコストがかかっているという認識が無いまま、要するに、電話をすれば来るから、タダだからということで安易な利用を求める方が非常に増えていて、それをどのように抑制するかということが課題だという話をよく聞いております。

そういう観点から考えますと、他でもそれぞれの状況に応じて救急車の利用に対して、一定の費用負担を求めるという形にして、軽い気持ちでの利用を抑制するようにしてはどうかという議論が出ているということも聞いているんですが、さはさりながら、片方でそういった利用者負担を求めることによって、本当に困っている人で費用負担が困難だという方が、そのサービスを利用できずに生命の危険に直面するということが生じてしまうとそれはそれで大きな問題なんだろうと。そう考えると、これどうすればいいかということは、すぐにパッとこうだということは申し上げにくいところがあるんですが、ある程度、モラルというのか、そこをどういうふうに維持するのか、で、それを利用者の料金負担を通じてモラルを維持する仕組みとするのか、それ以外の方法でなんらかの対応を図ることを考えるのか、というところをまずじっくり考えてみる必要があるのかなと思ったところです。

ただ、利用者からの負担ということとは別に、おそらく最初の事業仕分けのときに議論になったのは、県外から来て、みなさん山を利用して、山を楽しんで帰っていくと。それに対する負担を県民だけで賄うということでもいいのか、つまり県警のサービスを利用されて、でも、税金払ってないですよ。そこをどうするかというところを、もうちょっと利用者の負担を考えてもいいのではないかという観点からこういうことが出てきたのだと思うので。ただ、それは必ずしも山岳遭難救助とか、そうじゃないっていうかなり狭いサービスの話ではないので、そこはもう少し幅広く、何らかの形でよそから入ってきた利用者の方に費用負担を求めるという仕組みは、それはそれとして考えていいと思うんですが、ただ、この遭難救助にかかる経費について、なじむ、なじまないという議論が妥当かどうかというのは、さっき言ったような形で一長一短あるので、何とも言えないと思います。

(青木座長)

ありがとうございました。今2点おっしゃっていただきましたが、後半部分については、次の論点とかぶる部分ですので、そちらでまたご議論いただければと思います。1点目のお答えについては、堀越先生と歩調をそろえられたところがあるので、ちょっと整理をさせていただきたいと思います。先ほど事前に沼尾先生からあったご質問、遭難した人に実費を請求するのか、それとも遭難の費用をあらかじめ徴収するのかというところですが、モラルハザードの点を考えると、実を言うと入山税であらかじめ取るというのは逆に良くない。なぜかという、払っているのだから救助に来いよ、ということになるので、モラルからいくとそういう整理になります。ですから、モラルを強調するのであれば、いわゆる「入山税」ではなくて、遭難者負担の費用請求制度、これを県警の方は嫌がるかもしれませんが、作ったほうが早いという話になると思います。ありがとうございました。小澤先生お願いします。

(小澤委員)

私も非常に難しい話だと思います。この議論に入る前にお聞きするのを漏らした点を一点確認させてください。参考資料の2-7で、今の青木先生と沼尾先生のお話の中に入ってくるものかと思うんですが、この山岳遭難により遭難時に請求される費用ということで明記されているもの、これはどんな位置づけになるんでしょうか。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

こちらの費用は遭難された方に請求されるものということで、こういう費用がかかるので保険というものが必要だと、ぜひ加入してください、という周知を県でもしているというものです。

(青木座長)

要は遭難防止対策協会の方が救助しに行ったときに、1人、冬であれば5万円、日当のような形で。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

そういうことでございます。

(青木座長)

で、ヘリコプターについて、これは県警、消防が飛んだ場合は無料ということですね。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

ちょっと整理させていただきますが、あくまでも遭難防止対策協会の方の人件費というか、日当ということで、県警の方の費用は入っておりません。

(小澤委員)

だから、県警の方が行った場合は、全くの無料ということですね。こんな料金くらいは頂いたほうがいいのではないかという感じが一方ではいたしますし、またもう一方において、沼尾先生がおっしゃったさっきの119番と一緒になんですが、中には不条理の中での遭難といいますか、完璧にやっても遭難するというのはありまして、そこをどう見分けるのかというのは非常に難しい問題です。しかし、文明の最先端をいく日本としては、この間の某氏がヨット事故で「この国に生まれてよかった」と言ったように、まさに不条理に対しての防備というのは無料であるべきというのは一方であると思いますので、その中をどうまとめていくかという、そんなところに尽きるのではないかと考えています。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。第1点目、専門部会のほうは非公開なので大胆な発言をいただいていたんですが、皆さんまだ今日の時点では態度保留をされる方が全員でして、非常に難しいところではありますが、本日どうにかまとめなければいけないということではありませんので、特にこの点については来月の中旬に登山関係者の方と面談をしてヒアリングをする機会がございますので、むしろこの点、我々は素人ですので、登山関係の方、あるいは地元市町村の方のご意見を拝聴してから、もう一度、改めて委員の先生方にお伺いをして結論を得たいと思います。

4点セットのうち遭難救助は外して、小澤先生におっしゃっていただいたように、完璧にやった場合の遭難まで払わせるのかというのはまさに日本の国家の価値観が問われる問題だと思いますので、とりあえず仮置き結論、仮置きの意見として、遭難救助は4点セットのうち、1個だけ違うというところで行きたいという風に思います。

2つ目の論点ですが、残りの3点、山岳遭難防止、登山道とトイレの整備については、専門部会ではかなり慎重に色々ご意見をいただいたんですが、ひとつは、先程から沼尾先生がこだわってらっしゃるように、狭いことは狭いです。あるいは私が冒頭申し上げたように、あくまで長野の山、高原を楽しんでいらっしゃる方の中で、かなり本格的に山に登



ろうという方のところに限定して、狭い範囲で、かつ、狭い行政サービスの利益に着目をしていることは間違いないんですけど、この3つについて、入山する方、あるいは登山をされる方にご負担を求めることは妥当か妥当ではないかということで、そこにございますように、専門部会の見解とすると、明らかにこれは受益を受けている、もちろん受益を幅広く取れば日本全国民、あるいは海外の方も含めて、長野の山に登る潜在的な可能性からすると、受益者は全人類になるわけですけども、そうはいつでも、やはり実際に訪れて、そこで利益を受けているということには間違いない。で、片やその利益の発生基になっている自然環境、生物環境、景観、そういったものは県民負担を中心に行われている、で、この現状からして、訪れた方々にその費用の一部を出していただいて、環境の維持、環境の向上といってもいいかもしれませんが、これにご協力いただくことはいかがなものかということで、そこにございますように肯定的なご意見をいただいたというところです。

次の3番目、4番目に行きますと、もう少しそれを広げてはいかかかと、行政サービスの範囲を広げたり、あるいはご負担いただく方々を広げるのはいかかかということをお聞きする訳ですが、まずは一番狭いところで、事業仕分けのところ想定された範囲の話として、受益に基づくご負担をいただくことについてはいかがでしょうかと、専門部会としてはよろしいのではないのでしょうかというご意見でしたが、いかがでしょうか。

何かこの点でご質問ございますか。

(堀越委員)

今シーズンから一部の山岳地帯で登山者に対してヘルメットの貸し出しが始まったようですが、それはこの山岳遭難防止事業の中に含まれていることなのでしょうか。

(教育委員会事務局 スポーツ課 成田主査)

おっしゃられるとおり、遭難防止対策として行っているものです。民間企業のアウトドアメーカーさんから寄付をいただきまして、それを使って行うものです。資料でいきますと、参考資料の2-8をご覧くださいと思いますが、A3のペーパーの右側の2の対策事業のところですが、その真ん中辺りに新規事業として、山岳ヘルメット着用奨励山域の指定とレンタル制度の導入ということで挙げてございます。

県下の比較的危険な山域を指定しまして、そちらに入るときはヘルメットをなるべく着けてくださいというお願いと、希望によりレンタルをするという形で行う予定であります。

(青木座長)

数とか、どれくらいの規模ですか？

(教育委員会事務局 スポーツ課 成田主査)

レンタルの数については、トータルで200個、企業から寄贈いただくことになっておりまして、それを使ってレンタルする予定です。

地域についてはまだ調整している段階ですが、大まかには5つの地区を想定して、そこで行う予定です。

(青木座長)

比較的高いところですか？

(教育委員会事務局 スポーツ課 成田主査)

はい。岩場ですとか、危険を伴う落石等から頭を守る必要があるところということです。

(青木座長)

ありがとうございました。沼尾先生どうぞ。

(沼尾委員)

すいません、先ほど青木先生、最後ちょっと整理してくださって、山岳救助にかかる経費についてはこの4つの中で別建てということでおっしゃっていたのですが、私の認識はちょっと違って、確かに救助にかかる経費を利用者から幅広く徴収するというよりも、これはもう少し一般的な財源であるべきだということだと思うんですが、ただ、それだけの追加的なコストがかかるという意味で、登山者からもということですよ。徴収したのも一部、つまり利用目的をこの4つに制限するのがいいのか、もう少し幅広くするのがいいのか、この後の議論とも関わるんですが、その辺りのことを理解していただいた上で、そうして集めた経費の一部を山岳遭難救助に充てるという考え方はありうるのではないかと思います。なので、ちょっとこのように4つの経費について、確かに遭難救助だけは、要するにトイレと違って人命に関わるから切り分けなければいけないということはそうですが、ただ、費用負担のあり方という意味では、別途徴収したものをそこに充てるという考え方自体はありうるのかなと思ったので、その点だけ補足して申し上げたいと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。見事なよいご指摘をいただきました。これはちょうどメディアの方もいらっしゃるから、説明を申し上げたほうがよろしいかと思いますが、4点セットのうち、なぜ1個だけ違うと言ったのかといいますと、税金を作るとき、沼尾先生もよくご存じの根拠の話ですが、根拠から言ったときに、3つについては受益で説明ができるでしょう、ということなんです。

遭難については、勿論受益というところから言ってもいいんですが、70万分の1000件くらいですか、遭難って。その方々は受益を受けていますし、あるいは登山される70万の方も潜在的に守られているという意識がおありになるのであれば、受益で説明がつくのかもしれないんですが、ただ、残りの3つの山岳遭難防止、登山道、トイレの整備というものが、登山される方ほぼ全ての方に目に見える受益の形でいくのに対して、一つだけ、救助の場合の受益というものでは説明が付かないだろうというのがここで切り分けた理由です。税の根拠と用途を分けてよろしいということであれば、根拠については登山道とトイレと山岳遭難防止で税を作った上で、その費用の一部を遭難救助に回すということについては不可能ではないと考えておりますが、目的税を作るときにこれで県民の方、あるいは来訪者の方も含めて、税を負担していただく方が納得されるかどうかに関わってきますので、そこからすると、御負担、分担をお願いしますと、長野の環境を守るために楽しんでいる方も払ってくださいということを言う場合には、4分の3で説明をしたほうが分かっているのだらうと。逆に4分の1の遭難救助のところで行くと、ここ半年くらいで、報道を通して、ここの部分が拡大表示されたということもあるんですが、どうも遭難の費用を求める、それは受益なのかという、異論、反論が相当出るだろうというのが正直な気持ちで、1個だけ分けたというのが正直なところですよ。よろしいでしょうか。この点、小澤先生、ご意見を頂戴したいと思います。

(小澤委員)

先ほどお聞きしたヘリコプター1台50万が記載してあります資料2-7ですが、民間の方

が出動した場合に、これが請求されるということでPRと同時にこれも知らしめる形とありますが、どの場合に民間の方が出動するような場面になって、どのくらいの割合なのかということもお聞きしておきたいのですが。

(総務部 税務課 坪井担当係長)

遭難救助の際、基本的には県警あるいは消防防災ヘリが出動するんですけども、ヘリコプターは整備が必要で、例えば何時間運航したらとか、そういう形で飛べない時期があるということで、そのときには民間のヘリコプターをお願いするという状況でございます。昨年度どのくらい飛んだかについては、件数的には多くないと伺っております。

(小澤委員)

たまたま運が悪くて整備状況が悪いときは請求されるというのが実態ということでしょうか。実態があるかどうか、また後で教えていただけると参考になると思います。

基本的には受益者負担ということですから、この3つで、特に今のお話と絡めた防止については、皆さんが安全を守るためということでやられるものですから、受益者負担という基本的なロジックでいいのだろうと思います。今のお話と絡めて、先ほどなかなか難しいというお話で遭難について申し上げたんですが、できれば山に登られる方は全員、堀越先生の言うとおりに保険に入ると同時に、実際、遭難すればこれだけの費用が実はかかっているということをしかりと知った上で山に入っていただくPRというのにも必要だと思いません。

(青木座長)

そうしますとやはりこの部分、小澤先生、防止のところを注目されているのですが、現状のように少ない財源でやるよりは、税の分担を求めてももう少し予防活動に力を入れて、楽しい山にしていったほうがいいというご意見として。

(小澤委員)

そうですね、ここに費用も今日の資料を拝見すると具体的にはいただいているんですが、そこで多少なりとも費用が出ても、命を落とすというようなことが防げるのであれば、そこにしかりと受益者負担というところはルールとして入れてもいいんじゃないかと思えます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。沼尾先生お願いいたします。

(沼尾委員)

遭難防止、登山道整備、山小屋トイレの話なんですけど、これ、確かに税とか協力金という形で費用として負担を求めて、それで一定の整備を行うというやり方もあると思うのですが、先ほどご説明いただいた状況だと、登山道自体が必ずしも誰が管理しているかわからないものが多いということでしたし、むしろ、民間でできた道を自分たちで山小屋の人たちが把握しながら、自発的にやられているような活動も多いんだと。そうだとすると、そういうところにお金を出していくというやり方もあると思いますが、そういう人たちの活動、労働力というのか、そういうところをうまく組み合わせながら作業をやってもらったり、あとは登山をされる方たちに、何か参加してもらえるような仕組みを作るとか、費用負担の検討もあっていいと思うんですが、何らかの形でそういうことに参加をしていく

ということが分かるような費用負担ないしは労働力負担のあり方みたいなものを考えるというのも一つの方法かと思いました。お金を払えという取られた感じになりますが、ここでお金を払うにしても活動するにしても、参加することで一緒に山をきれいにしましょうという言い方にしていくと、自分がそこに加わったことでちょっと山が良くなったぞという満足度も出ると思うので、そういう仕組みというのを、必ずしも費用負担ということに限るのではなくて、考えてみる方法もあるのではないかと思います。ながらお話を伺いました。

あと、山岳保険の話なんですけど、ここで申し上げるのがいいかどうか分かりませんが、例えば、飛行機に乗るとき、乗る前のところですごく簡単に保険に入れる仕組みがありますが、登山って、これから山に登るといところで保険にすぐに簡単に入れるような仕組みが無いのではないかと思います。いざ、これから行くぞってところで手軽に加入できるシステムがあると途端に加入率が上がったりするので、そういう仕組みで一定の負担を求めていくというやり方もシステムとしてありうるのかなと思ったりして、税などで追加的な費用負担を求めてということ、手続き的に考えることもそうですが、積極的に負担したくなるような仕組みも合わせて考えるということも必要なのではないかと思ながらお話を伺いました。

ただ、今の話は本筋からそれているかもしれませんが、これらに関する経費に限定して、税か、協力金を負担するというのは、妥当かどうかというのが気になっていて、もう少し、使途について幅広い議論というのを、もしこれを税ということで考えるならば、していかねばいけないのではないかと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。沼尾先生の場合、ある程度合意をいただきつつ、もう一つよりといいますか、大変重要なこととおっしゃっていただいたので、専門部会でもまた持ち帰って、検討させていただきたいと思いますが、ただ単純に税を取る、費用負担をしてくださというだけで終わってしまうので、むしろもう少し登山、山を愛する人たち、高原を愛する人たちが参加意欲を持てたり、積極的に何か税ではない形でも負担できるような工夫をしろというご指示だったと思います。まったくそのとおりですので、その部分、こんなことを言うとまた怒られるかもしれませんが、役所の発想に足りないところがそこだろうと思いますので、出来るだけその個人の力、民間というと良くないので、個人の力、あるいは山を愛する人の力を合わせられるような仕組みを作りたいと私も思いますので、宿題として持ち帰らせていただきたいと思います。保険の話も、登山口で簡単に保険がかけられれば、もっと積極的になるかもしれませんので。ありがとうございます。堀越先生お願いいたします。

(堀越委員)

今、沼尾委員がおっしゃったようなことは今後深めていく必要があるかなと思っています。現在、ある山小屋関係ですが、登山道整備についても山小屋関係者の方だけではなくて、その山小屋を非常に愛している登山者たちが集まって整備をしているところもあるという実態もあるわけです。ただ、そういうものも素晴らしいことだと思うんですが、現実的にそれをどのように他のところにも広めていくのかというのは難しいなと思います。非常に利己的かもしれませんが、山に登りたくて山の中に行く、そのときに山を歩いているときに、山小屋関係者の方たちが草払いなどをやっている、道が崩れたところを、橋を渡して崩れないように道を整備してくださるという場面によく行き会いますが、そういうときは本当にありがたいと個人的にも思っています。

ただ、一登山者として、そういうことにどのように関わっていくのかということを考え

たときには、私個人的には難しい面があるかなという思いもしないでもないです。でも、そういうことを今後、登山道整備、山小屋トイレ、遭難防止をただ受益者負担ということではなくて、どういうふうに深めていくかということを考えていくのは大切だと思っています。

結論は、登山者としてこれだけの恩恵を受けていることは事実ですので、これは登山者の方からある程度なんらかの形で負担をしてもらうということはいいのではないかと思っております。

(青木座長)

ありがとうございます。ご出席いただいている3先生のご意見を総合いたしますと、この部分について、少なくとも、勿論狭い、広いということがありますが、この部分については、税もしくは登山した方に負担をお願いするということについては、理屈としては成り立つだろうと。ただ、そこで単純に受益者負担ということではなくて、むしろそれと対極のボランティア精神とも合わせて、どちらがどちらでもないの、例えばボランティアだけ語って政府は手抜きをするということでは山は維持できませんし、逆に政府が全面に出て全部政府がやるというもおかしな話だという指摘だったと思います。この点、特に先ほど沼尾先生、持ち帰らせていただくというご意見と同じところですので、是非また専門部会に持ち帰ったり、あるいは山小屋関係者の方とお会いする来月にでも、直接その方々のご意見もお伺いしながら取りまとめをしていきたいと思っております。

基本的にはこの第2点については、理屈としては成立するというところで意見をいただいたということでご理解ください。

資料2の最後の2つですが、集めたお金の使い道の対象を、今の3点セット以外に広めることについてはいかがでしょうか。本日はメインとして、2のところ結構です。3のところは議論が拡散しがちですので、来月、現場を見て、堀越先生は現場をよくご存じですが、私のように素人が現場に行って、登山関係者の方とお話をさせていただいて何を感じるかということも大事にしながら、どこまで広げられるのか、単純に言えば、富士山と違いますから、富士山は負担をかけて、来させないようにするのが目的な訳ですが、我々は来ていただきたいわけですから、やはり負担をお願いするというのは、来にくくなるということは間違いありませんのでそこはすごく慎重にやらなければいけない。ですから、あまりどこまでも広げるつもりは毛頭ありません。ただ、最後の3については、あまり抽象的なことを言うと、メディアの方もいらっしゃいますし、ちょっと違ったふうに広まってしまうと大変危険な話ですので、今日はここのところは控えめにしておきながら、3番目の点について、今の3点セットよりも拡大することについてはいかがなものでしょうか、ということです。

この点について専門部会では、そこに書いてありますように、賛成意見と反対意見、賛成意見のほうがやや多かったですが、反対意見の方では受益が見えにくくなるということ、理屈に挙げられる方が多かった。ただ、逆に、今の登山道の整備のところを考えていただいてもいいのですが、この資料のA3の裏面のところがありますが、登山道の整備の中に、今お金がかかっているニホンジカ対策の問題があって、これは登山道の整備ではないので、もし登山道の整備で費用負担をお願いしてシカ退治に使ったとしたら、たぶんこれは約束違反だと言われると思います。ですので、ここをあまりに狭めてしまうと、こういう大事なものが落ちていってしまう。あるいは登山マナーの普及、ゴミの持ち帰り等々ということも、登山道の整備というところからするとちょっと違和感、かなり違和感があるかと思っております。ですから、なぜここで広げる議論をするのかというと、冒頭から申し上げているように、事業仕分けはどうしても視野が狭くなるので、まずはそこを戒めなけれ

ばいけないということで、広げよう広げようとしているんですが、もう少し具体的に言いますと、今いくつか例を申し上げたように、大事な話、山の魅力、山の環境、山の生物を維持するためには、不可欠な重要な行政なんだけれど、3点セットに限ってしまうと落ちてしまうものがある。で、むしろ、この場でご発言いただいているように、登山者のマナーだとか、装備だとか、予防だとかそういうところも含めて幅広く、山の魅力維持といって受益を考えた方がまさに適切なのではないかという発想でこの点をお伺いしています。専門部会でも意見が分かれるところです。なぜ分かれるのかというと、少し広げる範囲のイメージがつかないのでどうしても物が考えにくいんですが、本日はまずは3点セットより少し広げるというか、冒頭、あらかじめ予防線を張りましたように、無限に広げる考えは全くありません。むしろ逆に、広げれば広げ過ぎると、それこそ道路建設のようなものまで入ってきてしまいますので、こういうことは一切考えておりません。あくまでも山の魅力、勿論これも難しいんですが、何をもって山の魅力というのか分かりませんが、少し広げることについてはいかがでしょうかということをお伺いしたい。それに合わせて、何かその根拠をお話しいただく際に、範囲のお話をさせていただけるのであれば、大変ありがたい。

では、沼尾先生お願いします。

(沼尾委員)

私が思ったのは、これ、作り込み方としては2種類かなと。1つは、先ほどの山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレのような形で、登山者の人たちがこの費用、例えば100円でもいいんですが、払うことで「これだけ快適になったでしょ」というところの、快適な山づくりに参加して、それを楽しみながら費用負担してこれだけ良くなったということが実感できるというような、本当に受益と負担を非常に明確な形にした上で費用を求めるとというのが一つかなと。

もう1つは、今、もう少し使い道を広げていったときに、実はこれ、これまで議論してきた県民税の超過課税の森林税とかなりバッティングしてくる部分が出てくると思うんですが、例えば、県民は森林に対してこれだけの追加的な負担をして森を守っているんだけど、外から来て山を楽しむ方たちにも、それほど額ではないけど、少し、50円でもいいんですが払ってもらって、それで一緒に山を守ることに参加してくださいという形で、だけれども、それは当然、山を利用した場合のお手洗いだとか、登山道の整備という形でのメリットもありますよというふうに作っていくという作り込み方はあるのかなと感じました。

ただ、いずれの場合にも一つ言えることなんですが、今日、県からいただいている資料で、山岳高原に係る費用負担のあり方ということで、これまでやっている事業とその財源の根拠というのは出ているんですが、県財政全体を見たときに、一般財源がこれだけ厳しいので、このままだと登山道の整備はままならないとか、財政全体の見通しの中でこれだけ財源が足りない、というところが見えてこないの、これは森林税の議論のときとまったく同じなのですが、そここのところで、追加的な負担を求めるということに関して、本当にそれは必要なのですかという話は必ず出てくると思います。もうちょっと要らないものを削ってこちらに回せばいいのではという話は必ず出ると思いますので、そこはもう一方できっちり整理をしておかないと、無条件で負担増はいいという話にはならないと思います。以上です。

(青木座長)

まったく適切なお意見をいただきありがとうございます。一般財源の予算状況の検討

については、ぜひ次回お願いしたいと思います。堀越委員お願いします。

(堀越委員)

まず、この件に関して私の中でも混乱している部分がありまして、負担を求める範囲なんですけど、負担をする人というのは登山者が前提となっているのか、一般県民が前提となっているのか、そのところからまずお願いします。

(青木座長)

ここでの区分は、登山者かもしくは、もうちょっと広く、登山者の定義をしていないので混乱するんですが、登山計画書を提出するよりも上に行く方々に限定するのか、それとももう少し中腹の湖とか高原にいる人も含めて考えるのか、あるいはさらに言うと、長野県を訪れる方みんなになのか、3段階くらいあると思いますが、その中には勿論、県内で観光している県民の方もいらっしゃると思います。

ただし、今、堀越先生がおっしゃったような訪れた方が県民かという場合の、県民についての想定はしておりません。県民については、既に沼尾先生がおっしゃったように、森林づくり県民税を超過課税でお願いしているので、県民については既に守るための努力を超過課税でお願いしている。さらに県民についてはそれ以外にも一般的な法定税でお願いしている。ですから、今度はちょっと足りないというか、お願いしたいのは、訪れた方にも分担してくださいということなんです。今度は訪れた方で、さっき申し上げたように、おそらく3段階くらい、登山者、山をメインに来た方、その他の方も含めた、2、3段階くらいに分かれて、このどこを想定するかは今のところ検討はしておりません。

(堀越委員)

その、誰を対象とするかによってこういったものは違ってくるのではないかと考えていますが、私の中では最初この資料をいただいたときに、登山者が中心のことなのかなと思っていましたので、それが前提であるならば、今のところ私の中ではまだ固まっているわけではなくて、整理がついているわけではありませんが、ちょっと広めるのはどうかなというのが正直な感想です。

(青木座長)

冒頭申し上げたように、範囲が分からないので、なかなか考えをまとめるのにくいところがあるかと思いますが、その限界がありつつも、ご意見をお願いします。小澤先生お願いします。

(小澤委員)

私も同じような思いが当初からありまして、そもそも5か年計画の県のプロジェクトとして「世界水準の山岳高原観光地づくり」があります。これを実行するための手段としての議論なのだろうと思っています。その場合、具体論として誰から取るのかとか、どの山を対象にするのかと、具体的にどう取るのかという話に踏み込んだとたんに消え去ってしまうような砂上の楼閣の上に議論しているような思いも実は一方でありまして、さりとて我々にとってこの美しい山は守っていくのだというメッセージの場なんだろうなという、そんな思いもするんですね。

ですから、それは置いておいて、という話を一方ではしなければいけないと思うんですが、そう考えたときに今回の4点セットというのは果たして4点なのかということで、本当に登る方がその山を楽しむのであれば、本当は鳥獣が一番の敵であって、それをやっつ

けなければいけないのであって、且つ先ほど、沼尾先生がおっしゃったとおり、それが大変財政を圧迫しているものであるとすれば、当然、それが対象の範囲になってくるということで、一旦それを広くおさらいしておきながら、それを見た上で、議論に入っていったら、対象は決めるべきだろうと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。まさに専門部会でも同じような議論で苦勞をしているところで、これから今、3先生のご意見を頂戴しましたので、次回、そして次回以降に向けてこの点を中心に議論を深めていただければと思います。入口のところはおおよそ共通認識が持てたのかなど、これを基にしてどこまでやるのか、冒頭から申し上げますように、私、堀越先生に申し上げたいのは、できれば登山者の方に限りたくない。というのは、なぜかというと、山の好きな方にわざわざなぜ負担を求めて来にくくしなければいけないのかというと、それは我々の目的ではない。あくまでも、たくさんの方により多くの方に来ていただいて、やっぱり長野の山は本州の中で一番登りやすく、楽しく、眺めもよく、空気もよくて、自然の生物のバランスもとれていていいぞ、となるようなことが目的ですから、あまり限定したくない。ただ、今度逆に、広げれば広げても、小澤先生に見抜かれているように、砂上の楼閣になりかねないという危険性も多々ありますので、バランスを取りながら、実現するためにはどうしたらいいのか、というところを少し深めさせていただきたいと思っています。ですので、次回以降、この3番目と4番目、ま、1番目、今日は態度を保留された方が多いんですが、2番目の3点セットについては受益の関係を認めていただき、受益の関係をどこまで広げるのか、その際に対象の方々から話に入るというのはちょっとおかしな話なので、むしろ行政サービス、たぶん長野の山の魅力あるいは長野の山の素晴らしさを守るために何の行政が必要なのかというところから議論しないといけないと思いますが、その範囲に応じて今度は対象となる費用負担のあり方が見えてくるのかなと思いますので、今からご説明いただきますが、来月、現地視察、ヒアリングをしていきますので、その間にも先生方のほうでご意見がございましたら、どうぞ事務局のほうに寄せていただいて、専門部会でもしよっちゅう、内々に相談はしておりますので、ご意見をお寄せいただければと思います。

なかなか受益だけで説明してしまいますと、本当に先ほど小澤先生も沼尾先生もおっしゃっていただいた鳥獣害対策がどうしても、目に見える受益ではないので、ただ、一番受益をもたらす根本のところでは存在するわけで、利用者が気が付かない受益のところをどのように行政が説明してあげるかという話になってくると思いますが、こういう話を次回以降させていただければと思います。

それでは、事務局のほうから現地視察についてご説明いただきたいと思います。

## (2) 山岳及び高原に係る費用負担のあり方の検討のための意見聴取について

(小林課長)

資料4をご覧ください。山岳及び高原に係る費用負担のあり方の検討のための意見聴取について(案)ということでまとめてございます。

事前に委員の皆さんに日程等をお聞きする中で、8月20日に実施をしたいと考えております。目的はここに掲げてありますとおり、今日もお願いしている議論を進めていくうえで、山岳関係者の皆さん、あるいは観光業者の皆さん、市町村の皆さん、やはり現地が一番近い皆さん方のご意見、考えをお聞きすることが大事だろうということで、その意見聴取を含めまして、現地も少し見ていただきたいと思いますということで考えております。



参集範囲はご覧のとおりですが、これはまだ具体的に詰めたわけではありませんが、こういう範囲の方からご意見を伺うのはいかがかということで、今日また委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。

それから、実施方法については、現地調査、これは長野県は地形も広くて、とても一日で見られる範囲ではないと思います。その中でお忙しい日程の中で調整させていただき一日とすると、やはり長野県の山岳、高原観光、それから高い山の入り口という位置付けからすると、上高地、この辺が一番見ていただくには適当なところかなということで、場所の選定は上高地を想定しております。

参集の範囲につきましては、先ほど申したとおり、関係者の皆さんですが、これから具体的に関係者の皆さんに相談させていただこうと思いますが、どういう内容を聞くかということについても整理がついていない段階で申し訳ございませんが、8月に現地調査、意見聴取会を実施したいということで、詳細については固まり次第、ご意見を聴取させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(青木座長)

はい、ありがとうございます。我々とすれば本当にまだ何も決めておりませんし、予断を持たずに、現場の方がまずは第一ですので、現場の方にご意見を拝聴して、先入観を持たずお話を伺いたいと思っております。ご意見がございましたら事務局までお寄せください。

(小林課長)

この件について、特に実施することはよろしいでしょうか。  
では詳細な計画は詰めさせていただいて、またご連絡させていただきます。

(青木座長)

これも公開ですか？

(小林課長)

はい、公開でやろうと思っております。

それからもう1点、資料5の今後のスケジュールですが、今年度の研究会の主な進め方、時期等を簡単に掲げてあります。8月までについては今日決めていただきましたように、現地調査の部分は確定しているところで、それ以降、今日の論点も含めまして、今後の検討の論点ということで、一番上の段に9月から12月のところに囲みで入れてあります。このような論点整理をしていったらどうかと。それから第9回以降の研究会の開催ですが、これは9回からというふうにしてありますが、今後何回というように今の時点では確定がまだ難しいかなということで、9月以降、研究会を何回か、回数はちょっと不明ですが続けていきたいということ、それから、それに合わせて専門部会も開催していきたいということで、右の端に報告書のまとめというのがありますが、これは特に報告書をいつまでに作らなければいけないという、今回の議題についてはございません。ただ、この辺からまとめの方向を出していければということで、事務局的には考えておりますが、これは進み方次第で変動していくかと思っております。項目として必要なので載せさせていただいたとお考えいただければと思います。よろしく申し上げます。

(青木座長)

もともと年内若しくは年度内と申し上げておりましたが、できれば年内、悪くても年度

内にまとめていきたいと思っております。もう想像がおつきだと思いますが、もし来年から何かをやるとなると、もう秋口には決まっていないと無理な話ですから、スケジュールからいっても当然の、自明なことですが、来年4月に何かということではありませんので、年内もしくは年度内に取りまとめをした上で慎重に事を進めていきたいというところではあります。

それではこれで事務局にお返しさせていただきます。

#### 4 閉会

(秋和企画幹兼課長補佐)

ありがとうございました。それでは次回ですが、先ほど意見聴取ということで決めていただきました8月20日に実施させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。詳細につきましては事務局から後日改めてご連絡させていただきます。

それではこれをもちまして第7回長野県地方税制研究会を終了させていただきたいと思っております。委員の皆様にはお忙しいところご出席いただきましてありがとうございました。